

金融商品取引業者等検査マニュアル 新旧対照表

現 行	改 正 案
Ⅱ－１－１ 態勢編・共通項目 1. 経営管理態勢 (6) 業務運営への取組み ①～③ (略) ④ 取締役は、業務運営に積極的に参加するとともに、反社会的勢力への対応については、断固たる態度で関係を遮断し排除していくことが、市場及び金融商品取引業者に対する公共の信頼を維持し、金融商品取引業者の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、積極的に取り組んでいるか。 ⑤～⑨ (略) Ⅱ－２－１ 業務編・共通項目 5. 反社会的勢力への対応 ① 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備しているか。 ② 反社会的勢力対応部署は、社内体制の整備、研修の実施、対応マ	Ⅱ－１－１ 態勢編・共通項目 1. 経営管理態勢 (6) 業務運営への取組み ①～③ (略) ④ 取締役は、業務運営に積極的に参加するとともに、反社会的勢力への対応については、断固たる態度で関係を遮断し排除していくことが、市場及び金融商品取引業者に対する公共の信頼を維持し、金融商品取引業者の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、積極的に取り組んでいるか。 <u>その際、反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、金融商品取引業者単体のみならず、グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。</u> ⑤～⑨ (略) Ⅱ－２－１ 業務編・共通項目 5. 反社会的勢力への対応 ① 反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。 ② 反社会的勢力対応部署は、対応マニュアルの整備や継続的な研修

金融商品取引業者等検査マニュアル 新旧対照表

現 行	改 正 案
マニュアルの整備や、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関（以下「外部専門機関」という。）との連携等、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを行っているか。 ③ 反社会的勢力対応部署は、外部専門機関を活用するなどにより、反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、当該情報を基に取引先の審査を行うなど、反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢の整備に努めているか。 (新設) (新設) ④ 反社会的勢力対応部署は、顧客の属性等から反社会的勢力との関係を把握した場合、取締役会等に報告するとともに、外部専門機関とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。 ⑤ 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部	の実施、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関（以下「外部専門機関」という。）との平素からの緊密な連携等、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを行っているか。 ③ 反社会的勢力対応部署は、<u>グループ内での情報共有や自主規制機関及び外部専門機関を活用するなどにより、反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）しているか。</u> ④ <u>反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。</u> ⑤ <u>既存の契約の適切な事後検証を行うための態勢を整備しているか。</u> ⑥ <u>反社会的勢力との取引解消に向けた以下の取組みを実施しているか。</u> イ <u>反社会的勢力との取引が判明した旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこと。</u> ロ <u>平素から外部専門機関と緊密に連携しつつ、反社会的勢力との取引の解消を推進すること。</u> ハ <u>事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、関係の遮断を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配慮すること。</u> ニ <u>いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には、資金提供や不適切・異例な取引を行わない態勢を整備すること。</u> ⑦ 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、その旨の情報が

金融商品取引業者等検査マニュアル 新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応するとともに、積極的に外部専門機関に相談する態勢となっているか。</u>	<u>反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うとともに、積極的に外部専門機関に相談する等の対応を行うこととしているか。</u>